

平成 26 年 12 月 25 日

## 会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見

公益社団法人 日本監査役協会

平成 26 年 11 月 25 日付けで法務省民事局から公表された「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」について、当協会の意見を以下のとおり申し述べます。

### 記

#### 第 1 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社における常勤の監査等委員・監査委員の選定の有無及び理由の開示について

(会社法施行規則第 121 条第十号イ、ロ)

意見 常勤の監査等委員・監査委員の選定の有無及び理由を事業報告の記載事項とすることに賛成いたします。

理由 監査役会設置会社においては、常勤監査役が、質の高い情報を収集し、会計監査人及び内部統制所管部門等と緊密に連携することによって、実効性の高い監査活動が行われています。

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、監査役会設置会社と異なり、常勤の監査等委員及び監査委員の選定は法により義務付けられていませんが、指名委員会等設置会社において、多くの会社が常勤の監査委員を選定していることから、監査の実効性を確保するためには常勤の委員が有用であることが明らかです。

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社において、常勤の監査等委員・監査委員の選定の有無及びその理由を記載事項とし、両設置会社における監査の実効性を確保する取り組みを開示させることは、ステークホルダーにとり、これらの会社のガバナンスに対する姿勢を知る上では非常に有効であると考えます。

#### 第 2 業務の適正を確保するための体制（監査の実効性確保）について

(会社法施行規則第 100 条、第 110 条の 4、第 112 条)

意見 業務の適正を確保するための体制の中に、「監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保」(会社法施行規則第 100 条第 3 項第三号、第 110 条の 4 第 1 項第三号、第 112 条第 1 項第三号)、「監査役等に対する報告に関する体制に関する事項」(会社法施行規則第 100 条第 3 項第四号、第 110 条の 4 第 1 項第四号、第 112 条第 1 項第四号)並びに「監査役等の職務の執行について生ず

る費用の前払・償還等に係る方針に関する事項」（会社法施行規則第 100 条第 3 項第六号、第 110 条の 4 第 1 項第六号、第 112 条第 1 項第六号）を追加することに賛成いたします。

理由 上述の 3 項目は監査役等が実効性のある監査を行うためには非常に重要なものであります。

監査の実効性を高めるため、監査役等を補助する使用人の設置が望ましいことは論を待ちませんが、監査役等を補助する使用人を設置しても他の部署と兼務となるケースもあり、監査役等の指示に従い補助する使用人が職務を遂行できる環境にあることに配慮することも非常に重要です。実務上は、補助使用人を設置した場合、監査の実効性を高めるため、監査役等の補助使用人に対する指揮命令権や人事への関与、また、執行側の協力体制について定めること等による実効性の確保が行われています。「監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保」が業務の適正を確保するための体制の 1 項目であることを明確化することは、監査の実効性が高まるだけでなく実務の一層の深化に資するものと考えます。

また、監査役等が実効性のある監査を行うためには、有益な情報を入手することが不可欠です。そのため、多くの会社の監査役実務において、監査役等は往査（実査）や各部門からのヒアリングを実施していることに加えて、内部統制所管部門等から適切に報告を受けています。「監査役等に対する報告に関する体制に関する事項」が業務の適正を確保するための体制の 1 項目であることを明確化することは、これら監査役等の実務実態を正しく反映したものであり、監査の実効性の確保に資するものと考えます。なお、「監査役等に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則第 100 条第 3 項第五号、第 110 条の 4 第 1 項第五号、第 112 条第 1 項第五号）を新設することにも賛成いたします。

監査役等の監査費用については、会社法によって監査役等に前払・償還請求権が付与されています（会社法第 388 条、第 399 条の 2 第 4 項、第 404 条第 4 項）。しかし、具体的な手続については規定されていないため、いざ請求権を行使しようとしたときに不都合が出てくるおそれがありました。今回、監査役等の職務の執行について生ずる費用等の前払・償還等に係る方針に関する事項が記載されることで、費用に関する請求権の手続が明らかとなり、会社法が定める費用の前払・償還請求等の実効性が確保されることとなるものと考えます。

以上